

株主の皆様へ

第168期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報 (法令及び定款に基づくみなし提供事項)

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況…………… 1 ページ

連結注記表…………… 4 ページ

個別注記表…………… 14 ページ

2016年6月6日

株式会社フジクラ

(証券コード 5803)

-
- (注) 1. 以下に表示しております上記各書類の内容は、第168期定時株主総会招集のご通知に際して、法令及び定款に基づき、株主の皆様に対して書面により提供したものとみなされる情報であります。
2. 上記の情報は、2016年6月6日の第168期定時株主総会招集ご通知の発信の時から、同総会の日から3ヶ月を経過する日までの間、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/index.html>) に掲載いたします。

(業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況)

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

1. 基本的な方針

当社は執行役員制度を運用しており、具体的には、グループ会社を含む当社グループ全体の業務執行を事業分野や機能ごとに分解して、これを各執行役員にその責任範囲として割当てている。取締役も業務執行を分担する場合は執行役員を兼務して、この執行責任の割当てを受けている。これら執行責任の体系は取締役社長を頂点とするピラミッド型の指揮命令系統となっており、この全体を取締役会で決定している。

この執行体制の結果、各取締役は、自らに割当てられた執行責任領域以外の分野・事項については、監視・監督義務に特化した役割となるので、会社法が求める執行の適法性及び妥当性について、社外取締役と同等の客観的なチェック機能を果たしている。

また、取締役以外の監視・監督体制としては、経営意思の形成過程での監視・監督が行える監査役制度を採用する。さらに内部監査部門、全社共通管理部門、各社内カンパニー管理組織などにより、日常的な業務執行局面における適法性・妥当性を常に管理することとする。これらを総合して以下のとおり内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 執行役員制度の導入により取締役の執行と監督の分離を行って取締役の監視・監督機能を明確に位置づけ、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理する。
- (2) リスク管理委員会活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令及びその他の社会規範の遵守を図る。
- (3) 本社共通管理部門をはじめとする各組織は、その所管業務について執行と同時に統制機能を有しており、所管業務に関係する諸法令の遵守に遺漏なきよう、マニュアルの整備や説明会の開催等関係各部門に対して必要な援助を行う。
- (4) 執行部門の内部監査専任組織である監査部その他の監査機能を有する組織は、内部監査事項の一つとして業務執行に関する法令・定款の遵守状況を監査し、リスク管理委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行う。
- (5) 公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする公益通報制度を運用する。

3. 会社法施行規則第100条の事項

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達に関する会議体の配布・討議資料並びに議事録などの書類は、各会議体の主管部門が一定の規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先の照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する執行部門が、必要な保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクは取締役会及び経営会議のトップマネジメントの合議により管理し、業務リスクは『フジクラ リスク管理規程』に基づきリスク管理委員会が管理する体制とする。

上記リスク管理規程により、危機管理については、該当情報のトップへの速やかな伝達と対応組織の構築及び責任体制等を定めてこれを行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の事業分野を、エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー及び不動産カンパニーの4部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野にかかる技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。

また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。新規事業の育成・事業化推進の機能はカンパニーに含めず、取締役社長が直轄する専任組織を設けて行う体制としている。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の事業部など経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、毎年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行する。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員、従業員をはじめとして当社業務に従事するすべての者が遵守すべき基本的な諸規範について、トップマネジメントで構成するリスク管理委員会が周知徹底を推進する。

また、公益通報制度として社内外に窓口を設置し、社外窓口である弁護士事務所の連絡先等の詳細は、グループ会社従業員を含めて広く公開する。

競争法令の遵守については、「フジクラ独禁法コンプライアンスプログラム」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する競争法遵守の指示を行っている。

腐敗防止法令の遵守については、「フジクラグループの腐敗防止に関するポリシー」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する腐敗防止法令遵守の指示を行っている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

個々のグループ会社は、それぞれカンパニー又はコーポレート部門等（以下、カンパニー等という）が所管する会社として位置づけられており、カンパニー等の長の執行責任の範囲として管理される。

アメリカフジクラ社はカンパニーから独立して執行を管理することとしており、同社最高経営責任者は当社執行役員に任命されるとともに、その管理は当社取締役社長が行う。

イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

カンパニー等は、グループ会社からの報告に関する規律としてカンパニー経営会議規程等を設ける。これにより、カンパニー等は、所管するグループ会社から経営成績について毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項について適時に報告を受ける。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、自らリスク管理を実行することを基本としてリスク管理に関する規程を定める。カンパニー等は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導できる体制を整備する。

ハ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、カンパニー等が所管する個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定している。定期的な実績報告や予実管理などを緊密な連携の下で実行するとともに、グループ会社との人事交流などを通して意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、それぞれ法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別のコンプライアンスプログラムの実行等を行う。グループ会社は、当社又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

執行部門の内部監査組織である監査部の要員は、監査役からの要請に基づき監査役の職務を補助するものとし、監査役から指示を受けたときは、当該指示を他に優先して実行する。

取締役は監査部の活動内容及びその結果を、監査役の求めに応じていつでも監査役に報告する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査部要員の配置及び異動について監査役から意見があった場合は、取締役はこれを可能な限り人事措置に反映する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを直ちに監査役会に報告する。

取締役は監査役に関し、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達の会議体への参加を保証し、これらに係る関係書面について特段の制約なくこれを提供する。

監査役は、これら会議体によらない経営上の重要事項の報告及び検討について、所管執行部門に対しいつでも必要な報告を求めることができる。

ロ) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実について、グループ会社の取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社取締役及び使用人は、直ちに当社監査役会に報告する。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社は、前号の報告者につき当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、年間の監査計画に基づきその職務の執行に必要な費用につき予算措置をとっている。これとは別に、監査役が、合理的に必要と考えられる費用を支弁し又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社は速やかにこれを負担する。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長その他のトップマネジメントと定期的に意見交換を行い、監査の実行を期すに必要な事項その他の監査環境に関する必要な事項につき、執行部門並びにグループ会社へ要求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当年度はリスク管理委員会を適宜開催し、当社グループの行動規範推進方針の策定及び各部門に対し同推進計画の作成指示並びに前年度推進計画の実施状況の確認等を行いました。また個別の事案についても適宜報告を受け、再発防止策の確認やグループを含めた情報共有等を行っています。

日常的な業務執行については、内部監査部門、全社共通管理部門、各社内カンパニー管理組織等が、適法性・妥当性について適切に管理しています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を設けて運用しています。この制度では、社内外に受付窓口を設けるとともに、通報者の匿名性の確保及び通報者の不利益取扱の禁止が図られています。また制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査役へ報告されています。

2. グループ会社の経営管理体制

各カンパニー等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、国内のグループ会社は概ね整備を完了し、海外においても整備を進めています。また、各カンパニー等は、グループ会社を含めたカンパニー経営会議等を定期的で開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

3. 内部監査及び監査役の監査の実効性を確保する体制

内部監査専任組織である監査部は、各部門（営業部門を中心に14部門）及びグループ会社（21社）に対し監査を実施しました。また、監査部は監査役と定期的に監査上の情報交換をしており、必要に応じて監査役の指揮命令下で監査業務を行うほか、監査結果を定期的に監査役に報告しています。

(連結注記表)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は99社である。

西日本電線株式会社
フジクラ電装株式会社
第一電子工業株式会社
株式会社東北フジクラ
株式会社フジクラコンポーネンツ
協栄線材株式会社
沼津熔銅株式会社
フジクラプレジジョン株式会社
フジクラソリューションズ株式会社
株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
藤倉商事株式会社
株式会社フジクラエンジニアリング
株式会社スズキ技研
プレジジョンファイバオプティクス株式会社
株式会社シンシロケーブル
フジクラ物流株式会社
株式会社青森フジクラ金矢
株式会社フジクラビジネスサポート
富士資材加工株式会社
株式会社フジデン
米沢電線株式会社
ファイバーテック株式会社
DDK (Thailand) Ltd.
Fujikura Asia Ltd.
Fujikura Europe Ltd.
Fujikura Hong Kong Ltd.
FIMT Ltd.
珠海藤倉電装有限公司
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.
藤倉電子(上海)有限公司
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.
第一電子工業(上海)有限公司
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.
江蘇藤倉亨通光電有限公司
長春藤倉電装有限公司
広州藤倉電線電装有限公司
Fujikura SHS Ltd.
藤倉烽火電材料科技有限公司
藤倉(中国)有限公司
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
DDK VIETNAM LTD.
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
Fujikura Europe (Holding) B.V.
America Fujikura Ltd.
AFL Telecommunications Holdings LLC.
AFL Telecommunications LLC.
AFL Telecommunications de Mexico, S. de R. L. de C. V.
AFL Telecommunications Europe Ltd (UK).
AFL Network Services Inc.

AFL Telecommunications GmbH
Fujikura Automotive America LLC.
Fujikura Automotive Holdings LLC.
Fujikura America, Inc.
Fujikura Richard Manufacturing, Inc.
Fujikura Automotive Mexico, S. de R. L. de C. V.
Fujikura Resource Mexico, S. de R. L. de C. V.
Dossert Corporation
The Light Brigade, Inc.
Verrillon Inc.
AFL Services Europe Ltd.
Fujikura Automotive Paraguay S. A.
Fujikura Automotive Mexico Puebla, S. A. de C. V.
Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S. A. de C. V.
Fujikura Automotive Mexico Salamanca, S. A. de C. V.
Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
Fujikura Resource Muzquiz S. de R. L. de C. V.
Fujikura Automotive Europe GmbH.
Fujikura Automotive Morocco Kenitra, S. A. S.
Fujikura Automotive Europe S. A. U.
Fujikura Automotive Romania S. R. L.
Fujikura Automotive Morocco Tangier, S. A. S.
Fujikura Automotive Ukraine Lviv LLC
Nistica Inc.
Fujikura Electronics Vietnam Ltd.
上海藤倉光維通信器材有限公司
ATI Holdings, Inc.
ATI International Investments Inc.
ATI Telecom International Company
Alta Communications Ltd.
Telecom Professional Services Inc.
Alta Telecom Inc.
AFL Telecommunications Australia Pty Ltd.
Optronics Limited
FibreFab Inc.
Optronics FZ LLC
FibreFab General Trading LLC
FibreFab Hong Kong Limited
Sofetek Hong Kong Limited
Auriga Europe Limited
FibreFab Limited
FibreFab Optronics Shenzhen Limited
Tier2 Technologies Ltd.
AFL Telecommunications Brno s.r.o.
Fujikura Automotive India Private Ltd.
Fujikura Automotive Russia Cheboksary LLC
Fujikura Automotive Czech Republic, s.r.o.
Fujikura Automotive Services Inc.
AFC Group Pty Ltd.
AFL IG, LLC

前連結会計年度との比較

重要性が増したことによりFujikura Automotive Services Inc. が連結子会社となった。
新たに株式を取得したことによりAFC Group Pty Ltd. が連結子会社となった。
株式を売却したことによりFujikura (Malaysia) Sdn. Bhd. を連結子会社から除外した。
Noyes Fiber Systems LLC. はAFL Telecommunications LLC. に統合されたため連結子会社から除外した。
南京藤倉烽火電材料科技有限公司を清算したことにより連結子会社から除外した。
シスコ株式会社はフジクラソリューションズ株式会社に変更した。
新規設立したことによりAFL IG, LLCが連結子会社となった。

株式会社フジ工営等、連結の範囲から除外した子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社のうち、以下の会社に対する投資については持分法を適用している。
持分法を適用した会社 関連会社数 10社

主要会社名	藤倉化成株式会社 藤倉ゴム工業株式会社 株式会社ビスキャス
-------	-------------------------------------

前連結会計年度との比較

重要性が増したことによりBarons & Fujikura EPC Co., Ltd. を持分法適用の範囲に含めた。
株式を売却したことによりFujikura (Malaysia) Sdn. Bhd. を持分法適用の範囲に含めた。
南京烽火藤倉光通信有限公司は南京華信藤倉光通信有限公司に社名を変更した。

上海南洋藤倉電纜有限公司等、持分法を適用しない会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要な影響を及ぼしていない。

なお、持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

次の会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。

Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	長春藤倉電装有限公司
DDK (Thailand) Ltd.	第一電子工業(上海)有限公司
珠海藤倉電装有限公司	江蘇藤倉亨通光電有限公司
Fujikura Asia Ltd.	廣州藤倉電線電装有限公司
FIMT Ltd.	藤倉烽火光電材料科技有限公司
Fujikura Hong Kong Ltd.	藤倉電子(上海)有限公司
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.	Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.	DDK VIETNAM LTD.
藤倉(中国)有限公司	上海藤倉光維通信器材有限公司
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.	

(4) 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成27年3月26日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、在外子会社及び在外関連会社に対して、連結決算上必要な調整を行っている。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年

無形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
投資損失引当金	関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上している。
事業構造改善引当金	事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的な見積額を計上している。
債務保証損失引当金	債務保証等の損失に備えるため、被債務保証会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上している。また、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする簡便法を採用している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。 過去勤務費用については発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用している。また、数理計算上の差異については発生の翌連結会計年度から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用している。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
----------------	---

収益及び費用の計上基準
進捗部分に成果の確実性が認められる工事の収益及び費用の計上基準については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっている。

重要なヘッジ会計の方法
(i) ヘッジ会計の方法
(外貨建売上取引等)
為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算額を付している。なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を連結貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べている。
(借入金の変動金利)
金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の変動金利

(iii) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジを行う。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用している。

連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、5年間の定額法により償却を行っている。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

(1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」
という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差
額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変
更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による
取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。
加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及
び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から
将来にわたって適用している。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が2,242百万円減少している。また、当連結会計年度末の
資本剰余金が2,297百万円増加し、為替換算調整勘定が54百万円減少している。

(2) 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

①概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の
実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計
基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性
の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企
業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した
上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資
産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたも
のである。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・ (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・ (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ・ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

②適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。

③当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結計算書類に与える影響額については、
現時点で評価中である。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		363,118百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額		9,335百万円
(3) 担保資産及び担保付債務		
① 担保に供している資産		
	土 地	992百万円
② 上記に対応する債務		
	流 動 負 債 そ の 他	606百万円
	固 定 負 債 そ の 他	3,612百万円

(4) 偶発債務

① 債務保証等

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
株ビスキャス	契約履行保証等及び銀行借入金	7,667
Fujikura Cabos Para Energia e Telecomunicacoes Ltda	銀行借入金	1,322
維世佳瀋陽電纜有限公司	銀行借入金	1,263
上海藤倉橡塑電纜有限公司	銀行借入金	422
株ユニマック	銀行借入金	300
他 2社	銀行借入金	102
	小計	11,079
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	260
	小計	260
	合計	11,339

② その他

タイ王国所在の当社連結子会社Fujikura Electronics (Thailand) Ltd. は、①平成25年5月21日にタイ国税当局より883百万バーツの更正通知、②平成26年5月28日にタイ国税当局より29百万バーツの更正通知、③平成27年5月21日にタイ国税当局より7百万バーツの更正通知、④平成28年1月14日にタイ国税当局より1百万バーツの更正通知を受領した。同社としては、この更正通知の内容は正当な根拠を欠く不当なものであり容認できないことから、①の案件については平成27年11月18日にタイ租税裁判所に提訴し、②の案件については平成26年6月19日、③の案件については平成27年6月18日、④の案件については平成28年2月12日にタイ歳入局不服審判所に不服の申し立てを行った。

なお、本件税額の納付については、不服申し立てと同日に取引銀行の支払保証書を差し入れることにより、仮納付の支払に代えている。

3. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用の内訳は以下の通りである。

株式会社ビスキヤスの事業再編及び終息に伴う臨時損失	6,358 百万円
在外子会社の早期退職に伴う特別退職金等	<u>1,442</u>
	7,801

株式会社ビスキヤスの事業再編及び終息に伴う臨時損失について

平成28年4月25日に、当社と古河電気工業株式会社は、平成28年10月1日に両社の合弁会社である株式会社ビスキヤスの事業のうち、「配電線・架空送電線事業」を当社に、「地中及び海底送電線事業」を古河電気工業株式会社に譲渡する旨の「株式会社ビスキヤスの事業再編及び終息に関する合意書」を締結した。当該事業再編及び終息に伴う臨時損失6,358百万円は、主に事業譲渡により発生が見込まれる事業譲渡損及び株式会社ビスキヤスの在外子会社の整理・売却により発生が見込まれる貸倒損失・持分譲渡損である。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

種類	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	360,863,421	-	-	360,863,421

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,082	3.5	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	1,221	4.0	平成27年9月30日	平成27年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,198	4.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行によって調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスクの軽減を図っている。また、外貨建の営業債権による、為替の変動リスクについて、先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直している。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、その一部の外貨建債務は為替の変動リスクに晒されているが、恒久的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にある。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、金利スワップを利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、いずれも実需に基づくものであり、それぞれ将来の為替変動リスク、金利変動リスク、主要原材料である銅及びアルミの価格変動リスクをヘッジする目的にのみ限定しており、その対象金額の範囲内でおこなっている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	34,961	34,961	-
(2) 受取手形及び売掛金	143,857		
貸倒引当金	△ 745		
	143,111	143,111	-
(3) 投資有価証券	30,745	29,070	△ 1,675
(4) 支払手形及び買掛金	73,734	73,734	-
(5) 短期借入金 (*1)	52,982	52,982	-
(6) コマーシャル・ペーパー	2,000	2,000	-
(7) 未払法人税等	2,029	2,029	-
(8) 社債 (*2)	50,000	50,688	688
(9) 長期借入金 (*1)	94,663	95,685	1,021
(10) デリバティブ取引 (*3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(60)	(60)	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	58	58	-

(*1) 連結貸借対照表上、短期借入金として計上している1年以内に返済予定の長期借入金13,346百万円については、長期借入金に含めている。

(*2) 連結貸借対照表上、1年内償還予定の社債20,000百万円については、社債に含めている。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、売掛金のうち為替予約の振当処理の対象とされているものの時価については、当該為替予約と一体として算定する方法によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) コマーシャル・ペーパー、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定している。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(10) デリバティブ取引

為替予約取引は先物為替相場を使用している。商品先物取引はLME（ロンドン金属取引所）の期末公示価格と、期末為替相場に基づき算定している。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載している（上記(2)参照）。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記(9)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 7,787百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む）を有している。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,426百万円（主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上）である。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
40,187	99,057

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいている。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 662円 93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円 98銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の消却）

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議した。

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 自己株式を消却する理由 | 株主への利益還元のため |
| (2) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 消却する株式の数 | 65,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合：18.01%） |
| (4) 消却予定日 | 平成28年5月18日 |

9. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(2) 企業結合等に関する注記

① 企業結合の概要

I 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 AFL IG, LLC
事業の内容 光接続用製品の製造・販売

II 企業結合を行った主な理由

米国及び海外における有力な大規模データセンタ運営会社を顧客に持つNetIG, LLC(米国。以下、NetIG社)と合弁会社を設立し、その事業を譲り受けて関連事業の拡大を図るため。

III 企業結合日

平成27年12月1日

IV 企業結合の法的形式

現物出資及び現金を対価とする合弁会社設立

V 結合後企業の名称

AFL IG, LLC

VI 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 -%

企業結合日に取得した議決権比率 65%

取得後の議決権比率 65%

VII 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるAmerica Fujikura Ltd.を通じてNetIG社との間で新たに米国に合弁会社を設立し、その議決権の65%を保有したことに伴い、支配力基準に基づき子会社化したことによるものである。

② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年12月1日から平成28年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	8,537百万円
現物出資した当社の連結子会社の株式	1,939
取得原価	10,477

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 71百万円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

第3四半期連結会計期間に取得したAFL IG, LLCの企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であったため、取得原価の配分は完了しておらず、連結計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っているが、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了している。

I 発生したのれん金額

(修正前) 10,008百万円

(修正後) 8,126

II 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上している。

III 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,807百万円
固定資産	13,755
資産合計	16,562
流動負債	791
固定負債	2,650
負債合計	3,442

⑦ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載していない。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備
を除く)については、定額法を採用している。
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	主として	50年
機械装置	主として	7年

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間(5年)に基づいている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい
ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい
ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してい
る。

投資損失引当金

関係会社株式又は関係会社出資金の価値の減少による損失
に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上
している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職
給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
当事業年度末において退職給付債務から未認識数理計算上の
差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を年金資産が超過
するため前払年金費用として表示している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度
までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に
よっている。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均
残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により
費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から
費用処理している。

債務保証損失引当金

債務保証等の損失に備えるため、被債務保証会社の財政状態
等を勘案し、必要額を計上している。

事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見
込まれる費用について、合理的な見積額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

進捗部分に成果の確実性が認められる工事の収益及び費用の計
上基準については、工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは
原価比例法)によっている。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

(外貨建売上取引等)

為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算額を付す。なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べている。

(借入金の変動金利)

金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建金銭債権債務 及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジする。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用している。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。これによる計算書類に与える影響はない。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 174,065百万円 |
| (2) 有形固定資産の減損損失累計額 | 3,793百万円 |
| (3) 担保資産及び担保付債務 | |
| ① 担保に供している資産 | |
| 土 地 | 992百万円 |
| ② 上記に対応する債務 | |
| 流動負債預り金 | 606百万円 |
| 固定負債長期預り敷金保証金 | 3,612百万円 |
| (4) 債務保証等 | |

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	銀行借入金及び 契約履行保証等	15,345
America Fujikura Ltd. (株)ビスキャス	銀行借入金 契約履行保証等及び 銀行借入金	13,925 7,667
Fujikura Automotive Europe S. A. U.	銀行借入金	7,376
珠海藤倉電装有限公司	銀行借入金	3,755
江蘇藤倉亨通光電有限公司	銀行借入金	2,846
藤倉烽火電材料科技有限公司	銀行借入金	2,560
Fujikura Federal Cables Sdn. Bhd.	銀行借入金	2,202
Fujikura Cabos Para Energia e Telecomunicacoes Ltda	銀行借入金	1,322
他 14社	銀行借入金及び 契約履行保証等	5,361
	小計	62,364
(関係会社以外)		
従業員(財形融資)	銀行借入金	260
	小計	260
	合計	62,624

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	81,171百万円
長期金銭債権	2,441百万円
短期金銭債務	48,695百万円
長期金銭債務	8百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	関係会社に対する売上高	220,874百万円
	関係会社からの仕入高	156,742百万円
	販売費及び一般管理費	2,704百万円
	関係会社との営業取引以外の取引高	5,447百万円

(2) 平成28年4月25日に、当社と古河電気工業株式会社は、平成28年10月1日に両社の合弁会社である株式会社ビスキャスの事業のうち、「配電線・架空送電線事業」を当社に、「地中及び海底送電線事業」を古河電気工業株式会社に譲渡する旨の「株式会社ビスキャスの事業再編及び終息に関する合意書」を締結した。

当該事業再編及び終息に伴い発生が見込まれる損失の当社持分負担額を事業構造改善費用として表示している。

特別損失 事業構造改善費用 2,486 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	51,635,353	9,589,913	520	61,224,746

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加9,554,000株は、自己株式の取得によるものである。
2. 普通株式の自己株式数の増加35,913株は、単元未満株式の買取によるものである。
3. 普通株式の自己株式数の減少520株は、単元未満株式の売渡によるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	1,031 百万円
棚卸資産評価減	128
関係会社株式評価損	6,269
投資有価証券評価損	2,613
減価償却超過額	1,962
減損損失	823
出資金評価損	520
貸倒引当金	837
投資損失引当金	560
前払年金費用	107
債務保証損失引当金	57
事業構造改善引当金	755
繰越欠損金	3,916
その他	1,591
<hr/>	
繰延税金資産小計	21,176 百万円
評価性引当額	△ 14,129 百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	7,047 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額	1,298 百万円
固定資産圧縮積立金	410
その他	32
<hr/>	
繰延税金負債合計	1,742 百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	5,305 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高 (注6)
子会社	西日本電線㈱	所有 直接60.7%	資金の預入等 役員の兼任	資金の預入 (注2)	—	預り金	5,977
子会社	フジクラ電装㈱	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	4,758
子会社	㈱フジクラ・ダイヤ ケーブル	所有 直接70.0%	当社製品の販売 資金の預入等 役員の兼任	製品の販売 (注1) 資金の預入 (注2)	38,725 —	売掛金 預り金	17,222 7,581
子会社	㈱フジデン	所有 直接59.5%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	8,383	売掛金	2,623
子会社	藤倉商事㈱	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	25,043	売掛金	11,493
子会社	珠海藤倉電装有限公司	所有 直接49.0% 間接51.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	3,755	—	—
子会社	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	15,345	—	—
子会社	Fujikura Hong Kong Ltd.	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	61,877	売掛金	8,034
子会社	藤倉電子(上海)有限公 司	所有 直接100.0%	同社製品の一部購入	原材料の購入 (注5)	43,964	買掛金	1,631
子会社	Fujikura Automotive Europe S. A. U.	所有 間接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	7,376	—	—
子会社	藤倉烽火電材料科技 有限公司	所有 直接40.0% 間接20.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	2,560	—	—
子会社	江蘇藤倉亨通光電有限 公司	所有 直接60.0%	債務保証等	債務保証 (注3)	2,846	—	—
子会社	America Fujikura Ltd.	所有 直接100.0%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 (注3)	13,925	—	—
関連会社	㈱ビスキャス	所有 直接50.0%	債務保証等 原材料の一部供給 役員の兼任	債務保証 (注3) 原材料の有償支給 (注4)	7,667 7,633	— 未収入金	— 3,735

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品・設備の販売及び購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注2) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しているが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取り金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示している。なお、金利については市場金利を勘案して決定している。
- (注3) 当社は、珠海藤倉電装有限公司、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.、藤倉烽火電材料科技有限公司、江蘇藤倉亨通光電有限公司、America Fujikura Ltd.、(株)ビスキャスの銀行借入に対して債務保証を行っている。
また、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、(株)ビスキャスの契約履行保証等に対して債務保証を行っている。
- (注4) 原材料の有償支給については、市場相場を勘案して取引条件を決定している。
- (注5) 原材料の購入及び供給については、市場相場から算定した価格を参考に、都度交渉して取引条件を決定している。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれていないが、期末残高には消費税等が含まれている。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	363円 05銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△ 19円 03銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議した。

(1) 自己株式を消却する理由	株主への利益還元のため
(2) 消却する株式の種類	当社普通株式
(3) 消却する株式の数	65,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合：18.01%)
(4) 消却予定日	平成28年5月18日

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。